

## 災害時における施設等の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社エム・シー福山（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害により、本市域で公共交通機関が運行停止となった場合等（以下「災害時」という。）において、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、災害等に対応する甲の職員（以下「甲の職員」という。）及び他県市町からの応援職員（以下「応援職員」という。）（以下これらを「帰宅困難者等」という。）に対し、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者等に対し、次の表に掲げる乙の施設を提供すること。ただし、客室にあっては、空室がある場合に限る。

所在地	広島県福山市東桜町1番41号
施設名称	ホテル1-2-3福山
受入場所	1F会議室又は共用部（帰宅困難者用）
	2F会議室（甲の職員用）
	客室（甲の職員用及び応援職員用。甲の職員用にあつては最大2室）

（2）帰宅困難者等に対し、水道水及びトイレを提供すること。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時に帰宅困難者等が乙の施設を使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請する。当該施設の使用を終了するときも同様とする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、帰宅困難者等に対し当該施設を提供するものとする。この場合、当該施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があつた場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

2 第2条の規定による帰宅困難者等の施設の利用は、帰宅困難者にあつては原則として一晩を経過した時点で終了するものとし、甲の職員にあつては原則として上限日程を1週間とする。ただし、帰宅困難者で、やむを得ない事情がある場合は、上限日程を1週間とし、甲乙協議の上、受入期間の延長ができるものとする。

3 帰宅困難者に対し、施設を開設した場合、甲は、市民等に当該施設の利用情報等の提供を行うものとする。

4 甲は、第2項の規定による上限日程を超えてなお施設から退去しない帰宅困難者がい

るときは、乙と協力し退去させる措置を講じるものとする。

(使用料)

第5条 第2条の規定により施設を使用する場合の使用料は、帰宅困難者及び甲の職員にあつては無料とし、応援職員にあつては別途精算するものとする。

(原状復旧)

第6条 帰宅困難者等が施設を使用したことにより、当該施設又はその附属施設に破損等(地震又は風水害その他の災害によるものを除く。)が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用に係る賠償責任)

第7条 帰宅困難者等が施設の滞在中に、乙の責めに帰すべき事由以外により、損害を生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社エム・シー福山において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡先、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)6月10日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市東桜町1番41号  
株式会社エム・シー福山 ホテル1-2-3福山  
代表取締役 山本 攻一